

平成 22 年度

財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書

登米市監査委員

登 監 査 第 8 4 号
平成 23 年 9 月 1 日

登米市長 布 施 孝 尚 様

登米市監査委員 星 紘 毅

登米市監査委員 清水上 芳 江

登米市監査委員 庄 子 喜 一

平成 22 年度財政健全化審査意見及び
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 22 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成 22 年度 財政健全化審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 3 日から同年 8 月 5 日まで

3 審査の概要

市長から提出された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)に定める、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
 - (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか
 - (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- などに主眼を置き、総務省が作成した記載要領などに基づき、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等をするとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 22 年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率		11.83	
連結実質赤字比率		16.83	
実質公債費比率	13.7	25.0	
将来負担比率	129.9	350.0	

- (備考) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率、又は将来負担比率が算定されない場合は「 」にて表記している。
いずれの比率も早期健全化基準以下である。

平成 22 年度 経営健全化審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 23 年 8 月 3 日から同年 8 月 5 日まで

3 審査の概要

経営健全化審査は、市長から提出された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)に定める、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されていることに主眼を置き実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：千円、%)

会 計 名		平成 22 年度		経営健全化 基準
		資金不足比率	資金不足(剰余)額	
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計		1,986,814	20.0
	病 院 事 業 会 計	17.1	1,085,189	20.0
	老 人 保 健 施 設 事 業 会 計		265,914	20.0
法 非 適 用 企 業	下 水 道 事 業 特 別 会 計		235,932	20.0
	宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計		0	20.0

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は「 」にて表記している。

いずれの会計も資金不足比率は、経営健全化基準以下である。